

## 重要な会計方針等（平成 15 年度上半期）

### 総括勘定

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

#### 2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 17,157,552,201 円

#### 3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクステンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

#### 4 引当金の計上基準

##### 貸倒等引当金

##### 国際金融等勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令（平成 11 年政令第 266 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度上半期末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、当半期の計上率は 3.0/1000、計上額は 27,748,635,904 円である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリターム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度上半期末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に 2 分の 1 を乗じて計算した額以内の額で計上しており、当半期の計上額は 4,221,492,384 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定があり、当該決定に基づき重債務貧困国措置を講じることが承認された重債務貧困国に対する当該措置の対象となる債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額のうち当半期の計上額として 1,626,923,118 円、平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性のある債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額のうち当半期の計上額として 2,086,472,658 円、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事会措置の対象となる債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額のうち当半期の計上額として 15,732,539,000 円をそれぞれ計上している。

##### 海外経済協力勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度上半期末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 15/1000 の範囲内で計上しており、当半期の計上率は 0.1/1000、計上額は 1,126,763,350 円である。また、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度上半期末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 30/1000 の範囲内で計上しており、当半期の計上率は 30.0/1000、計上額は 193,560,420 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基

金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額以内の額で計上しており、当半期の計上額は 365,778,085,168 円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度上半期末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、当半期の計上額は 34,841,668,067 円である。

## 5 その他財務諸表作成のための重要な事項

### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

### (2) 繰延勘定の処理方法

#### 債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

#### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間 (5、10、11 又は 12 年間) 内で均等償却している。

### (3) 延滞債権額

#### 国際金融等勘定

貸付金のうち、延滞債権額 (弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高) は、189,175,852,668 円となっている。

なお、平成 15 年度上半期末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議 (パリ・クラブ) において返済繰延べの合意がなされている 65,115,044,387 円については除外している。

#### 海外経済協力勘定

貸付金のうち、延滞債権額 (弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高) は、382,530,672,813 円となっている。

なお、平成 15 年度上半期末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議 (パリ・クラブ) において返済繰延べの合意がなされている 268,026,772,897 円については除外している。

## 国際金融等勘定

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

### 2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 12,846,169,671 円

### 3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付し

ており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

#### 4 引当金の計上基準

##### 貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度上半期末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の3/1000の範囲内で計上しており、当半期の計上率は3.0/1000、計上額は27,748,635,904円である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリターム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度上半期末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に2分の1を乗じて計算した額以内の額で計上しており、当半期の計上額は4,221,492,384円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定があり、当該決定に基づき重債務貧困国措置を講じることが承認された重債務貧困国に対する当該措置の対象となる債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額のうち当半期の計上額として1,626,923,118円、平成14年度未までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額のうち当半期の計上額として2,086,472,658円、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事会措置の対象となる債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額のうち当半期の計上額として15,732,539,000円をそれぞれ計上している。

#### 5 その他財務諸表作成のための重要な事項

##### （1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

##### （2）繰延勘定の処理方法

###### 債券発行費

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後3年以内で均等償却している。

###### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11又は12年間）内で均等償却している。

##### （3）延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は）は、189,175,852,668円となっている。

なお、平成15年度上半期末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている65,115,044,387円については除外している。

#### 海外経済協力勘定

##### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

## 2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 4,311,382,530 円

## 3 引当金の計上基準

### 貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとことにより、国際協力銀行法第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度上半期末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の 15/1000 の範囲内で計上しており、当半期の計上率は 0.1/1000、計上額は 1,126,763,350 円である。また、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度上半期末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の 30/1000 の範囲内で計上しており、当半期の計上率は 30.0/1000、計上額は 193,560,420 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとことにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度上半期末における残高の合計額以内の額で計上しており、当半期の計上額は 365,778,085,168 円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとことにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度上半期末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、当半期の計上額は 34,841,668,067 円である。

## 4 その他財務諸表作成のための重要な事項

### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

### (2) 繰延勘定の処理方法

#### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとことにより、債券の平均年限に相当する期間(10年間)内で均等償却している。

### (3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額)は、382,530,672,813 円となっている。

なお、平成 15 年度上半期末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議(パリ・クラブ)において返済繰延べの合意がなされている 268,026,772,897 円については除外している。